

クレーム文言における近似用語

筆者：ファビエン・マルポ (Fabien Marpeau, Ph.D.) & 岡田 亮 (Ryo Okada, Ph.D.)

Enviro Tech Chemical Services, Inc., v. Safe Foods Corp. 事件¹において、米国連邦巡回区控訴裁判所が、「『約』 (about) という用語を記載する特許クレームセットは、当該用語の範囲について十分なガイダンスが提供されていないため、35 U.S.C. § 112(b)に基づき、不明確である」と判定しました。このように、連邦巡回区控訴裁判所の判定により、地方裁判所の無効判決が維持されました。

Enviro Tech は、食鳥の重量を増やすために過酢酸溶液を使用して食鳥を加工処理する方法に関する米国特許第 10,912,321 号（以下、「'321 特許」と言う）を所有します。特に、当該特許の代表的なクレーム 1 は、過酢酸含有水での食鳥屠体の加工処理に関し、「『アルカリ源を加えることによって、過酢酸含有水の pH 値を 7.6 から約 (about) 10 に変更する』段階であって、『前記過酢酸含有水は、、、抗菌性のある量 (antimicrobial amount) の過酢酸溶液を含む』段階」を記載しています。

2021 年、Enviro Tech は、Safe Foods Corp.（以下、「Safe Foods」と言う）が'321 特許のクレーム 1～3、5～12、14～19、21～24、26～29 及び 31～33 を侵害したと主張し、Safe Foods に対し訴訟を提起しました。Safe Foods は、「『約』及び『抗菌性のある量』という用語は、35 U.S.C. § 112(b)に基づき、不明確である」と反論し、それらのクレームの有効性に対する異議申立を行いました。地方裁判所は、それに同意し、異議申立されたクレームは無効であるとの判決を下しました。Enviro Tech は、当該地方裁判所判決に対し、不服審判を請求しました。

連邦巡回区控訴裁判所は、自身の判定において、まず、「約」及び「およそ」 (approximately) という用語は本質的に明確、或いは不明確なものではなく、パラ

¹ *Enviro Tech Chemical Services, Inc., v. Safe Foods Corp.*, 174 F.4th 919(Fed. Cir. 2026).

メータの範囲の厳密な数値の限界値を避けるために適切に使用され得ると繰り返して示しました。しかしながら、裁判所は、「そのような近似用語の使用は、クレーム、特許明細書、審査履歴及び外部証拠（例えば、先行技術）によって、当業者がそのような限界値の範囲を合理的な確信をもって確認できるように十分な情報が提供されていることが必要である」とも強調しました。かくして、連邦巡回区控訴裁判所は、’321 特許ののクレームに記載されている用語「約」の不明確性の分析に進みました。

まず、裁判所は、クレーム文言自体は、特許請求の範囲内に保ちつつ、記載された下限値 7.6 及び上限値 10 から外れてよい過酢酸溶液の pH 値の範囲を明確に定義していないと判断しました。

次に、連邦巡回区控訴裁判所は、特許明細書における、食鳥加工処理を行う前に過酢酸含有水の実際の pH 値が測定され、かつ、予め定義された目標 pH 値と比較された実験の複数例の説明について検討しました。これらの例の多くでは、測定された pH 値が目標値から 0.3 以上外れていない場合、加工処理は、溶液の pH 値を変更せずに行われました。反対に、0.3 以上外れたのであれば、それらの多くは、加工処理が行われる前に’321 特許に従って pH 値を変更しました。

しかしながら、連邦巡回区控訴裁判所はまた、「明細書には、この手法に従わず、外れの程度が 0.35～0.5 の間の場合を含み、pH 値がより大きく外れたにもかかわらず、溶液の pH 値を変更せずに加工処理が行われたという他の例も含まれている」と特に示されました。特に、「そのような例は大型商業施設における 580 万羽の鶏の大規模の加工処理に関わるから、pH 値の大きな外れはランダムに生じるものとして見なされるべきではない」と強調されました。連邦巡回区控訴裁判所は、明細書において示される例は、当業者に合理的な確実性で用語「約」の範囲についての情報を与えていないという矛盾するガイダンスを提供したと結論付けました。

更に、裁判所は、審査履歴について検討し、Enviro Tech による用語「約」の使用は一貫性がないと特に示しました。例えば、Enviro Tech は、拒絶理由通知に対する応答において、pH 値 7.6 はクレーム範囲の下限值であると記載し、用語「約」を使わずにこの境界値は先行技術に対して自明ではないと反論しました。同じ応答において、Enviro Tech はまた、「pH 値を約 8～約 9 の範囲に調整する段階」は先行技術に対して自明ではないと主張しました。連邦巡回区控訴裁判所は、Enviro Tech は審査段階において用語「約」について明確な定義を示せず、その用語を一貫性なく使ったため、審査履歴からも同様に、「約」の範囲に関する更なるガイダンスを提供したように見えないとの結論に至りました。Enviro Tech は、審査段階において、クレームに記載されている範囲は「約 7.3」の pH 値から「約 7.6」の pH 値に補正されたので、用語「約」は 0.3 以下のあらゆる pH 値の外れ程度を示すと解釈されるべきであると反論しました。連邦巡回区控訴裁判所は、補正と共に提出された意見書はそのような解釈を裏付けていない、又は示唆していないから、当該主張は確定的ではないと判定しました。

最後に、連邦巡回区控訴裁判所は、「『約 7.6』の pH 値を記載する補正は『7.0 の pH 値』を開示した先行技術を克服するために行われたが、明細書自体は 6～10 の範囲の pH 値を記載している」と特に示しました。裁判所は、先行技術による拒絶理由を解消するためにクレームを補正する場合、35 U.S.C. § 112(b)に基づく明確性要件に基づき、「約」などの近似用語により提供される以上の明確性は必要であると強調しました。連邦巡回区控訴裁判所は更に、追加のガイダンスが提供されなくとも、先行技術により記載された 7.0 の pH 値自体は「約」7.6 の範囲内に含まれると合理的に解釈され得ると判定しました。

結論として、連邦巡回区控訴裁判所は、地方裁判所による「特許明細書と審査履歴を更に考慮して、異議申立されたクレームに使用されている用語『約』は、当業者に意図された範囲に関する情報を合理的な確実性で提供していない」との

判定を維持しました。この前提で、裁判所は、地方裁判所が下した「用語『約』によってこれらの用語は不明確であり、よって、無効である」との判決を維持しました。

この判定から、「『約』などの近似用語は依然として、特許クレームにおける使用が認められており、そのような用語の使用によって、厳格な数値の限界値なしで特定されたパラメータの範囲を含めることが可能となる」ことが分かりました。一方で、特許出願起案者と特許弁理士にとっては、そのような近似用語を含める場合、用語が明確であるとみなされるために、これらの用語の解釈に関する明確なガイダンスを、クレーム用語、明細書及び審査履歴において提供しなければならないことが再確認されました。例えば、近似用語を使用する場合、用語の特定の定義を明細書に含め、特定の偏差値を提供し、又は、当該技術分野に既知の認められる許容公差を参照することを検討することが賢明です。更に、先行技術と比べて区別可能な特徴として記載される数値範囲のために近似用語を頼る場合に特に十分に注意を払うべきです。